

かいぎん

当行の住宅ローンをご利用のお客さまへ

団体信用生命保険



「あなた」と
「大切な家族」の
ための
住宅ローンを
サポート！

住宅ローン団信



こんな万一のとき…

死亡されたとき

所定の高度障害状態
にられたとき



住宅ローン残高相当額※の 保険金が支払われます。

※保険金が支払われる場合であっても、延滞利息や遅延損害金等をご負担いただく場合があります。

■ 住宅ローン団信(死亡・高度障害保障)のポイント

| | | |
|----------------------|---|--|
| 加入資格 | 団体信用生命保険への加入が承諾となった方 | |
| お支払事由 (概要) | 死亡保険金 | 被保険者が、保険期間中に死亡されたとき |
| | 高度障害保険金 | 被保険者が、保障開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の高度障害状態に該当されたとき |
| 保険金が 支払われない 場合 | ①保障開始日から1年以内に自殺されたとき ②被保険者の故意により高度障害状態になられたとき ③戦争その他の変乱によるとき ④保障開始日前の傷害または疾病により高度障害状態になられたとき ⑤告知義務違反により保険契約のその被保険者についての部分が解除されたとき ⑥詐欺・不法取得目的により保険契約の全部またはその被保険者についての部分が無効とされたとき ⑦その他保険契約が失効・解除等になったとき | |

※詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「契約概要」および「注意喚起情報」をご確認ください。

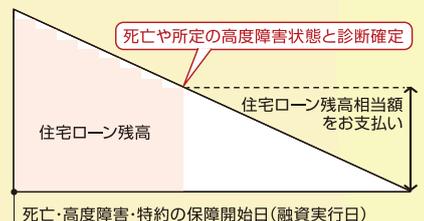
保険料の金利上乗せはありません。(保険料は当行が負担します)

たいせつなご注意事項

①告知の内容によりご加入いただけない場合があります。

過去の病歴や現在の健康状態等により、保険会社にご加入をお断りする場合があります。
※申込書兼告知書は窓口にご用意しています。

②お申込金額は最高1億円までとなり、また5,000万円を超えるときは、保険会社所定の診断書の提出が必要になります。



保障の開始について

融資実行日より…死亡・高度障害(団体信用生命保険)に関する保障